平成27年(ヲ)第886号 間接強制申立事件

決定

大阪市中央区石町一丁目1番1号天満橋千代田ビル

債	権	者			特定非営利活動法人									
	a.				消	費	者	支	援	機	構	関	西	
同代	表者理	事			榎					彰	į,		德	
同代	理人弁記	隻 士			尾		I	崎		博	Ī	¥.	彦	
同	ě				五.		1	條					操	
同					赤		7	松		純	į.		子	
同	5			4.	松		,	尾		善	•		紀	
司					忠		Ĵ	政		貴			之	
同			ā	×	\equiv	之	. /	宮		義			人	

大阪市天王寺区石ケ辻町18番14号フクヤビル6階

債	務	者	富久屋	マネージァ	レント株式	会社
同代表	者代表取	x締役	津	郷	泰	富
同代理	里人弁	護士	崔	료	博	明
. 同	4		船	倉	亮	慈
同	52.0		明	司	絵	美
司			小	仲	真	介
		主	* 1	文	(#	

- 1 債務者は、消費者との間で貸衣装契約を締結するに際し、解約時に消費 者が負担する解約金について、別紙契約条項目録の記載の条項を内容とす る意思表示を行ってはならない。
- 2 本決定送達の日以降,債務者が前項記載の義務に違反して前項記載の意思表示を行ったときは,債務者は,債権者に対し,違反行為をした回数1回につき15万円の割合による金員を支払え。

由

理

1 本件は、消費者契約法13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者 団体である債権者が、貸衣裳業等を目的とする株式会社である債務者を被告とし て、債務者が消費者との間の貸衣装契約において別紙契約条項目録の条項(以下 「本件契約条項」という。)を内容とする意思表示をすることの差止め等を請求 する訴訟を提起し、債務者が同請求を認諾したことから、当該訴訟の認諾調書正 本(以下「本件債務名義」という。)に基づき、本件債務名義に係る不作為債務 の履行と違反行為をした回数1回につき20万円の割合による金員の支払を債務 者に命じる間接強制の申立てをした事案である。

債務者は、債権者から、債務者が消費者との間で結婚式用の貸衣装契約を締結 するに際し,債務者が消費者に交付する契約書のひな形にある本件契約条項(貸 衣装契約の契約日から衣装の使用の30日前まで一律に契約金額の30パーセン トの解約金を徴収するとするもの)が消費者契約法9条1項に違反するとして、 ①本件契約条項を内容とする意思表示の差止め,②本件契約条項が記載された契 約書ひな形が印刷された契約書用紙の破棄及び③従業員に対する所定の事項(債 務者が消費者との間で貸衣装契約を締結するに際し本件契約条項を含む意思表示 を行わないこと、従業員は本件契約条項を使用した貸衣装契約を行うための事務 一切を行わないようにすべきこと、本件契約条項が記載された契約書用紙は全て 破棄すべきこと)の書面による告知を求める訴訟を提起され、平成27年10月 30日に開かれた第1回口頭弁論において、上記請求を全て認諾したところ、本 件の手続においては、平成27年11月20日本件契約条項を改定し、同年12 月1日以降は新たな条項(解約手数料につき、契約日から契約7日目までの解約 の場合無料とし、契約8日目から挙式日の240日前までの解約の場合衣装代金 の15パーセントとし、挙式日の239日前から挙式日の30日前までの解約の 場合衣装代金の30パーセントとするもの。乙1)により契約を締結しており、 本件契約条項を内容とする意思表示をしていないなどとして、本件債務名義に係 る不作為義務の不履行のおそれはないという趣旨の主張をしている。

- 2 間接強制決定の可否について
- (1) 不作為を目的とする債務の強制執行として間接強制決定をするには、債権者において、債務者がその不作為義務に違反するおそれがあることを立証すれば足り、債務者が現にその不作為義務に違反していることを立証する必要はない。また、義務違反のおそれの要件は、高度の蓋然性や急迫性に裏付けられたものである必要はないと解するのが相当である(最高裁第二小法廷平成17年12月9日決定民集59巻10号2889頁)。
- (2) これを本件についてみるに、確かに、債務者が平成27年12月1日より本 件契約条項を改定したとの債務者の主張に沿う資料は提出されており、これに よれば、債務者が本件債務名義に係る不作為義務に違反するおそれが否定され るようにも思える。しかしながら、債務者は、平成27年9月2日付けで本件 訴訟を提起され、それに先立つ同年7月30日付けで債権者から消費者契約法 41条1項に基づく事前請求を受けていたことが認められるところ,債務者の 主張によっても,本件債務名義に係る不作為義務を誠実に履行したというには, 条項の改訂に期間を要したものというべきである。また, 債務者は, 本件契約 条項の改定等について主張するものの、本件債務名義に係る他の債務(従業員 に対する所定の事項の告知)の履行の有無について明らかにしていない。さら に、債務者は、本件契約条項が消費者契約法に違反するとして本件契約条項の 差し止め請求訴訟を提起され、その請求を認諾しながら、報道機関に対しては、 「裁判で争うことによる影響を考慮し、認諾を選んだ」旨のコメントを発表し て,消費者契約法違反の事実を認めておらず,本件の手続においても,債務者 は貸衣装業を営む関連会社の経理業務を行う会社であって、貸衣装業の営業活 動を行うものではないなどと,本来債務名義の成立の時点で争うべき事項に基 づき本件申立てを争っている。

以上の事実によれば、債務者が本件債務名義に係る不作為義務を確実に履行

する姿勢を示しているというには疑問があるといえることに加え、債務者による本件契約条項の使用の事実は、顧客が貸衣装契約を解約し、債務者との間で解約金額をめぐるトラブルを生じたような場合に初めて外部に明らかになるものであることも併せ考えると、債務者が本件契約条項を内容とする意思表示をするおそれが認められるというべきである。

なお、債務者は、上記のように貸衣装業の営業を行うものではないとして本件債務名義に係る不作為義務の不履行のおそれがないという趣旨の主張をしているが、これは、上記のとおり本来債務名義の成立の時点で不作為義務の有無という形で争うべき事項であって、そのような事項により執行手続において債務者による不作為義務の不履行のおそれを否定するのは相当でなく、また、債務者が商業登記上貸衣装業を目的としていることや、債務者が本件訴訟において請求を認諾した事実自体、債務者が不作為義務の主体となり得る旨自認したと評価し得ることに鑑みれば、債務者の上記主張は採用できない。

- (3) よって、本件申立ては間接強制決定の発令の要件を満たすものといえる。
- 3 間接強制金の額について

間接強制金の額については、債務名義の性質、債務者の資力、不履行の状況等の諸般の事情を考慮するとともに、債務不履行により不特定かつ多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならないとされる(消費者契約法47条)ところ、一件記録上、相談事例として現れた事例に関しては、解約金額が10万円前後のものが多いと認められる反面、債務名義の内容等に照らせば、上記金額の全額が直ちに平均的損害を超えるものと断定するには足りないことに加え、債務者が本件訴訟において請求を認諾した経緯やその後の債務者の対応状況等を併せ斟酌すれば、本件において、債務の履行を確保するために相当と認められる間接強制金の額としては、違反行為をした回数1回につき15万円と定めるのが相当である。

4 よって、主文のとおり決定する。

平成28年2月29日 大阪地方裁判所第14民事部

裁判官髙嶋由子

契約条項目録

被告と顧客とのあいだで締結される結婚式に着用するウェディング用衣装のレンタル契約(以下「本件貸衣装契約」という)における消費者の都合による解約(以下「取り消し」と言う)の場合の「取り消し料」を申し受ける旨の約款

消費者からの解約申入時期

解約金の額

① 契約日からご使用の30日前まで

契約金額の30%

以上

これは正本である。

平成28年2月29 日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 小 山 和

